

京都市告示第446号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成30年12月3日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂烏帽子ケ垣内町、上賀茂蟬ケ垣内町、上賀茂畔勝町、上賀茂榊田町、上賀茂池端町、上賀茂西後藤町、上賀茂六段田町、上賀茂津ノ国町、上賀茂本山、上賀茂藪田町、上賀茂中ノ河原町、大宮東総門口町、西賀茂北鎮守菴町、西賀茂北今原町、西賀茂南今原町、西賀茂川上町、西賀茂上庄田町、西賀茂大栗町及び大北山原谷乾町の各一部

京都市左京区北白川東伊織町、上高野上畑町、上高野大橋町、上高野石田町、修学院月輪寺町、修学院宮ノ脇町、一乗寺宮ノ東町、一乗寺才形町、一乗寺中ノ田町、松ヶ崎雲路町、静市市原町、八瀬秋元町、岩倉西河原町、岩倉南河原町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉東宮田町、岩倉西宮田町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野野色町、東野門口町、日ノ岡ホッパラ町、御陵岡町、小山北溝町、小山谷田町、大宅辻脇町、柳辻封シ川町、柳辻池尻町、勧修寺西北出町、勧修寺平田町、西野山射庭ノ上町及び西野山百々町の各一部

京都市南区東九条上御霊町、吉祥院新田式ノ段町、吉祥院稲葉町、吉祥院東砂ノ町、吉祥院石原西町、吉祥院石原開町、吉祥院嶋高町、吉祥院嶋笠井町、上鳥羽火打形町、上鳥羽山ノ本町、上鳥羽川端町、久世中久世町四丁目、久世殿城町、久世大藪町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦井戸ケ尻町、太秦門田町、太秦八反田町、太秦馬塚町、太秦中筋町、西院西溝崎町、梅津萩原町、梅津中倉町、嵯峨広沢南下馬野町、嵯峨広沢南野町、嵯峨広沢西裏町、嵯峨広沢御所ノ内町、嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町、北嵯峨名古曾町、嵯峨天龍寺椎野町、御室岡ノ裾町、鳴滝本町、梅ヶ畑畑町及び梅ヶ畑清水町の各一部

京都市西京区桂畑ケ田町，桂上野中町，桂北滝川町，川島玉頭町，川島野田町，下津林楠町，檜原久保町，檜原杉原町，檜原上池田町，檜原分田，松室北河原町，松尾大利町及び大枝中山町の各一部

京都市伏見区小栗栖中山田町，小栗栖牛ケ淵町，日野馬場出町，日野野色町，石田森南町，深草大亀谷万帖敷町，深草大亀谷古御香町，深草大亀谷六躰町，深草関屋敷町，深草大亀谷東久宝寺町，深草坊町，竹田向代町，竹田流池町，竹田西桶ノ井町，竹田東小屋ノ内町，竹田田中宮町，竹田北三ツ杭町，横大路菅本，横大路一本木，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖里ノ内，納所北城堀，納所星柳，久我本町，久我御旅町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師鴨川町，淀樋爪町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)